（別紙２）

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）

| 改　正　後 | 現　行 |
| --- | --- |
| １　［略］<br>２　役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可<br>（１）～（４）　［略］<br>（５）　役務取引の許可<br>（ａ）・（ｂ）　［略］<br>（ｃ）化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第１の３の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第２条第１項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月６日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第１の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」<u>及び「は地域②」</u>以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。<br>（ｄ）　［略］<br>（６）・（７）　［略］<br>３　［略］<br>別紙１～別紙４　［略］<br>参考様式１～参考様式３　［略］ | １　［略］<br>２　役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可<br>（１）～（４）　［略］<br>（５）　役務取引の許可<br>（ａ）・（ｂ）　［略］<br>（ｃ）化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第１の３の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第２条第１項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月６日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第１の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」<u>、「は地域②」及び「り地域」</u>以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。<br>（ｄ）　［略］<br>（６）・（７）　［略］<br>３　［略］<br>別紙１～別紙４　［略］<br>参考様式１～参考様式３　［略］ |